

○大磯町障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

平成17年3月31日大磯町規則第14号

改正

平成20年3月25日規則第7号

平成20年11月11日規則第33号

平成26年9月22日規則第23号

平成28年8月12日規則第23号

大磯町障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町障害者の医療費の助成に関する条例（昭和52年大磯町条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(助成の始期及び終期)

第2条 新たに条例第2条の障害者となった者に係る医療費の助成は、その者が同条の規定による要件を備えるに至った日以後に受ける療養について行い、新たに条例第3条に規定する住居要件を備えるに至った者又は社会保険、国民健康保険若しくは後期高齢者医療の適用資格を取得した者に係る医療費の助成は、その者が住所要件を備えるに至った日又は資格を取得した日以後に受ける療養について行う。

2 医療費の助成を受けている者が条例第3条第1項の対象者（以下単に「対象者」という。）に該当しなくなったときは、対象者に該当しなくなった日の翌日以後に受ける療養については、医療費の助成を行わない。

(適用除外)

第3条 対象者が自費診療により療養の給付を受けたときは、医療費の助成はこれを行わない。ただし、療養費支払の方法が取られたときは、この限りでない。

2 対象者が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号に掲げる施設に入所しているときは、医療費の助成を行わない。

(助成の申請)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、障害者医療費助成申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に保険医療機関又は保険薬局が発行する領収書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に当たっては、被保険者証等を提示しなければならない。

(助成額の決定)

第5条 町長は、前条第1項の申請書を受理したときは、これを審査の上、相当と認めるものについて助成額を決定し、障害者医療費助成決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(助成金の請求)

第6条 前条の規定による通知を受けた者は、町長の指示に従い、助成金を請求す

るものとする。

(申請及び受領の特例)

第7条 医療費の助成の申請を対象者が自らできない状況にあるときは、次に掲げる者が対象者に代わってすることができる。

- (1) 対象者の配偶者
- (2) 対象者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
- (3) その他町長が適当と認める者

2 前項の規定は、対象者が自ら助成金を受領できない場合について準用する。

(医療証の申請及び交付)

第8条 町長は、医療費の助成の利便に資するため、大磯町医療費助成証(第3号様式。以下「医療証」という。)を交付する。

2 医療証の交付を受けようとする者(以下「医療証申請者」という。)は、大磯町医療費助成証交付申請書(第4号様式)により町長に申請しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 社会保険の被保険者若しくは組合員又は被扶養者であることを証する書類
- (2) 条例第2条各号に規定する障害の程度を証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

4 町長は、第2項の規定による申請を受けたときは、内容を審査の上、医療証を交付する。ただし、医療証申請者が対象者に該当しないときは、大磯町医療費助成証交付却下通知書(第5号様式)により当該医療費申請者に通知する。

5 医療証の交付を受けた者は、対象者に該当しなくなったときは、速やかに医療証を町長に返還しなければならない。

(医療証の有効期間)

第9条 医療証の有効期間は、10月1日から翌年の9月30日までの1年間とする。ただし、条例第2条第3号に規定する者については、その年の精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新の日と同じ日から翌年の精神障害者保健福祉手帳の有効期限の日と同じ日までとする。

(医療証の申請事項の変更届)

第10条 医療証の交付を受けた者は、第8条の規定により申請した次に掲げる事項に変更が生じたときは、大磯町医療費助成証申請事項変更届(第6号様式)に当該医療証を添付し、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名
- (2) 保険の種類
- (3) 障害の程度

(医療証の再交付)

第11条 医療証の交付を受けた者は、当該医療証を汚損し、破損し、又は紛失したときは、大磯町医療費助成証再交付申請書(第7号様式)により速やかに町長に再交付を申請しなければならない。この場合において、医療証を汚損し、又は破

損したときは、当該医療証を添付しなければならない。

2 医療証の交付を受けた者は、医療証の再交付を受けた後において、亡失した医療証を発見したときは、速やかに当該医療証を町長に返還しなければならない。

(療養の給付)

第12条 医療証の交付を受けた者は、療養取扱機関に医療証を提示したときは、自己負担額を支払うことなく療養の給付を受けることができる。ただし、療養取扱機関が医療証の取扱いを行わない場合は、この限りでない。

(公簿による確認等)

第13条 町長は、この規則による申請又は届出に添付させる書類により確認する事項を本町が保有する公簿等により確認することができるときは、その公簿等により確認し、その書類の添付を省略させることができる。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日規則第7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月11日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則 (平成26年9月22日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年8月12日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式 (第4条関係)

第2号様式 (第5条関係)

第3号様式 (第8条関係)

第4号様式 (第8条関係)

第5号様式 (第8条関係)

第6号様式 (第10条関係)

第7号様式 (第11条関係)